

勝訴!!アメリカ交通裁判

2月に

凱旋帰国します

弁護士 西原和彦



警官「状況を見た私の判断では、事故の原因はお前にある。」

西原「何言ってるんですか。信号を無視して突っ込んできたのはあつちですよ。」

警官「向こうも信号は青だつたと言っているからそれは判断できない。それにそもそも信号は関係ない。お前には道を譲る義務があつた。」

西原「何言ってるの。信号が交通をコントロールするに決まってるでしょ。」

警官「話があるなら裁判所で聞いてやる。」

西原「俺はお前の判断なんか、絶対認めないからな！」

警官「本当に証人がいるなら警察署に連れて来い！」

目の前の信号が赤から青に変わつて、家の前の細い道から幹線道路へ左折進入しようとしたその瞬間、左手から突っ込んできた車と衝突してグアムは右側通行です。フロントバンパーが吹っ飛ぶという人生初めての交通事故に遭いました。グアムの警察は来るのが遅く、自動車修理工場のレッカー車が先に現場に来る始末。

そのため、私の後ろで別の車を運転していた妻には、日本から遊びに来ていた弟夫婦をホテルに迎えに行かせ、妻の後ろで運転していた日本人目撃者も、用事があり現場を離れてしまいました。その結果、警察官が来たときには証人はおらず、先ほどの口論になったのです。

その夜、日本人目撃証人である岡本氏に会いに行く、警察署で事情説明をすと言つて頂けたので、その翌日に一緒に警察署へ。しかし口論をした警官は、岡本氏の話をサラッと聞いた後、「ニヤッ」としながら「俺の判断を変えようなんて100年早いぜ」と言わんばかりに、その場で私に交通切符を突きつけたのです。

日本国の弁護士として、当然このままでは終われません。さらに、日本やニューヨーク州の弁護士資格ではグアムの法廷に一人で立てませんが、これは本人訴訟なので法廷に立てます。研修先のパートナー弁護士の「経験だから、一人でやってみたら？」との言葉に従つて、私は英語の裁判を自分で闘うことにしました。

さて事件名は「グアム人民 (People of Guam) v. 西原和彦」。被告人の立場に気が重くなります(笑)。さらにリサーチの過程で、私が進入しようとした幹線道路は、なんと「高速道路」であり、グアムの道路交通法上では、高速道路への進入者には高速道路上の危険な事故を回避する(相手に道を譲るべき)義務があり、私の罪名はこの義務違反であることが明らかになりました。

いよいよ裁判当日です。簡易な法廷を予想し入ると、陪審員席もある物々しい法廷です。(今回は陪審員はいません)アメリカの裁判は徹底的に頭主義で、切符を切つた警官が裁判で証言しなければ起訴事実の証明が出来ず、被告人の勝ちになります。しかし、例の警官は既に法廷でニヤニヤこつちを見て待っていました。私も正々堂々闘つつもりなので望むところですよ。

さて、私の裁判の順番になりました。傍聴席の別の警官から「英語使えよ」と野次が飛びます。

まず警察側の立証です。警官は、事故状況と判断根拠を裁判官に説明し、証人として事故の相手方の女性を出廷させ、彼女は「自分の信号が青だつたのに彼が突っ込んできたのよ」と証言しました。信号を無視して夫を鞭打ち症にさせただけでなく、「私の信号は青よ」と大嘘をつくその女性に傍聴席の妻は静かに大激怒です。

さて被告人側、つまり私の番です。まずは冒頭陳述です。「Your Honor(裁判長)、私はその裁判で2つのことを明らかにします。一つ目は相手方の信号は赤だつたことです。これは岡本氏ら証人の証言によつて立証します。皆、信号が赤から青に変わるのを待っていました。二つ目は、私には事故回避義務がなかったことです。第一の理由は、事故現場の左手は壁と電信柱が

視界を遮っており、停車位置から信号を無視して突っ込んで来る車は見えないことです。不可能を強いる法的義務はありません。これは現場の写真で立証します。さらに制限速度を超える車からは通行の優先権は剥奪するとのグアム交通法の規定もあります。速度違反は証人の証言でも立証しますが、「青は進め、黄色は急げ、赤はあと3台いける」という言葉はグアムであまりに有名です。信号が赤に変わった後、この女性がアクセルを踏んで交差点に突っ込んだことは明白です。以上から、私には何ら事故回避義務違反はありません！」

途中から勢いに乗つた私は声高らかに主張を続け、傍聴席の妻に言わせると雰囲気は圧倒していたそうです。その後、現場の写真を出し、グアム法規の写しを提出し、岡本氏に証言をしてもらった結果、裁判官は私の主張を採用したようです。

「その女性の信号が青だつたとして、被告人は見えない車をどう回避できるんですか？」と裁判官に尋ねられた警官は答えに詰まり、私は最終弁論をすることもなく勝訴しました。簡易な交通裁判ですが、一人で英語で議論を組み立て、英語で弁論をし、勝訴に至るといふ、非常に貴重な機会に恵まれたい思い出になりました。

私は平成22年2月から事務所にも本格復帰致します。もちろん交通裁判以外の多くの商取引や裁判を経験していますので、復帰後はこれらアメリカでの様々な経験を元に依頼者の皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

さて被告人側、つまり私の番です。まずは冒頭陳述です。「Your Honor(裁判長)、私はその裁判で2つのことを明らかにします。一つ目は相手方の信号は赤だつたことです。これは岡本氏ら証人の証言によつて立証します。皆、信号が赤から青に変わるのを待っていました。二つ目は、私には事故回避義務がなかったことです。第一の理由は、事故現場の左手は壁と電信柱が

途中から勢いに乗つた私は声高らかに主張を続け、傍聴席の妻に言わせると雰囲気は圧倒していたそうです。その後、現場の写真を出し、グアム法規の写しを提出し、岡本氏に証言をしてもらった結果、裁判官は私の主張を採用したようです。